

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

人事院勧告に基づく国家公務員及び職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合の改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（議会議員）

令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の230」→「100分の235」（+0.05月）

(2) 第2条関係（議会議員） ＊令和8年4月1日以降

期末手当の支給割合の改定

「100分の235」→「100分の232.5」

(3) 第3条関係（市長・副市長）

令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の230」→「100分の235」（+0.05月）

(4) 第4条関係（市長・副市長） ＊令和8年4月1日以降

期末手当の支給割合の改定

「100分の235」→「100分の232.5」

(5) 第5条関係（教育長）

令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の230」→「100分の235」（+0.05月）

(6) 第6条関係（教育長） ＊令和8年4月1日以降

期末手当の支給割合の改定

「100分の235」→「100分の232.5」

3 施行期日

第1条、第3条及び第5条 令和8年1月1日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

第2条、第4条及び第6条 令和8年4月1日から施行する。

《参考》

期末手当支給割合の改定

	6 月期	1 2 月期	合計
令和 7 年度 (改正前)	2. 30	2. 30	4. 60
令和 7 年度 (改正後)	2. 30	2. 35	4. 65
令和 8 年度 以降	2. 325	2. 325	4. 65

※支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。